

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「1. 社会のためになるか」「2. お客さまのためになるか」「3. 社員・スタッフのためになるか」「4. 会社のためになるか」の経営理念のもと、「エコロジーの時代、リユースを通して社会のお役に立ちたい」をポリシーとしております。

その中で、経営の透明性、誠実性、効率性、健全性を通して、経営理念の実現をはかり企業価値の向上に努め、社会的責任を果たしていくことが、当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であります。

また、株主・投資家の皆様をはじめ当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、株主総会・取締役会・監査役会などの機能を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使、招集通知の英訳化

現在、議決権電子行使を可能とするための環境作り及び招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後、機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら導入を検討してまいります。

【補充原則4-1-3】後継者計画

現在は、具体的な後継者計画を策定していませんが、今後、総合的な後継者計画の策定について、検討してまいります。

【補充原則4-2-1】中長期的業績連動型報酬制度

現在、取締役の報酬は、役位等に応じた固定報酬と、前年度業績と連動する業績連動報酬からなる報酬テーブルを策定し、「役員報酬に関する内規」に具体的な金額を明示しております。毎年の報酬は、その内規に基づき決定しているため、客観性・透明性が確保されております。また、中長期業績と連動する制度や自社株報酬制度は導入しておりませんが、今後、導入について検討してまいります。

【補充原則4-10-1】任意の仕組みの活用

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役の指名について、候補者の経歴、知見等を勘案し、独立社外取締役と事前に十分な議論をし、その意見を反映させたいと、取締役で審議のうえ決定しております。取締役の報酬については、独立社外取締役を含む取締役会で定めた「役員報酬に関する内規」の基準に基づき決定しておりますので、客観性・透明性は十分担保されております。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、経営理念の実現のため、「エコロジーの時代、リユースを通して社会のお役に立つ。」というポリシーのもと、リユース事業にこだわり、長期ビジョンとして「理念経営に磨きをかけ、誰にも真似できない唯一無二の存在になる。強いリアル店舗を中心とした“Re”NK CHANNEL(リンクチャンネル*)」を作り上げ、日本国内でも、海外でも、圧倒的なリユースのリーディングカンパニーとして循環型社会の構築に貢献する。」を掲げて、収益性を表す指標として経常利益率を最重視した年度数値計画を策定しております。その実現のため、リユース事業の各業態、フランチャイズ事業への経営資源配分、また、リアル店舗とインターネット事業への経営資源配分等を考慮していますが、資本コストを把握した経営計画の策定は行っており、今後の経営課題と認識しております。具体的な経営計画が株主の皆様へ説明できる状況になった段階で開示を検討致します。なお、各年度の目標や具体的な取組については、引き続き、事業報告、決算短信、決算説明会資料、株主通信などを通じて、わかりやすい説明に努めてまいります。

* “Re” NK CHANNEL(リンクチャンネル)

リアル店舗とインターネットの様々なチャネルを融合させるハードオフ版のオムニチャネル戦略

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】政策保有株式

(1)政策保有に関する方針

取引関係の維持・強化により、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に限り、上場株式を政策的に保有する方針です。また、毎年、取締役会にて上記方針に基づき全銘柄について保有目的、投資金額、過去1年間の取引状況、配当金額等を精査し、保有の適否を判断しております。直近では、2020年6月の取締役会にて上記方針に基づき個別銘柄を検証し、各銘柄の保有について合理性があると判断しました。今後も年1回取締役会において各銘柄の保有意義を総合的に検証し、保有意義が希薄化した銘柄は順次売却してまいります。

(2)政策保有株式に係る議決権行使の基準

保有目的との整合性等を考慮しつつ、企業価値を毀損させる可能性がないかを精査のうえ、各議案の賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。

【原則1-7】関連当事者間の取引

取締役が行う競業取引及び利益相反取引は、取締役会で審議・決議を行っております。また、毎年4月、全役員から「関連当事者との取引に関する調査表」を受領し、自身、近親者、傍系会社等の関連当事者との取引の内容を把握しております。主要株主との取引については、取引の重要性やその性質に応じて取締役会が報告を受け、当社及び株主共同の利益を害することのないよう監視しております。

[原則2-6] 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、確定拠出型年金以外の企業年金制度は導入していないため該当いたしません。

[原則3-1] 情報開示の充実

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

「当社は、「1. 社会のためになるか」「2. お客さまのためになるか」「3. 社員・スタッフのためになるか」「4. 会社のためになるか」の経営理念のもと、「エコロジーの時代、リソースを通して社会のお役に立ちたい」をポリシーとしております。

長期ビジョン「理念経営に磨きをかけ、誰にも真似できない唯一無二の存在になる。強いリアル店舗を中心とした“Re”NK CHANNELを作り上げ、日本国内でも、海外でも、圧倒的なリソースのリーディングカンパニーとして循環型社会の構築に貢献する。」の実現に向け、2020年度は、「リアルタイム実行～「強いリアル店舗」×「ネットへの挑戦」で、“Re”NK CHANNELを実現させる」を年度テーマとして掲げ、企業価値・株主共同の利益の向上をはかっております。

(ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンス報告書「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

コーポレート・ガバナンス報告書「II. 1. 【取締役報酬関係】」に記載しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名にあたっては、経営に対する知見や能力等を備えているかを総合的に判断し、代表取締役社長が取締役会に推薦し、推薦理由を説明し、取締役会で審議のうえ決定します。また、監査役候補者の指名にあたっては、その経験や知見を総合的に判断し、代表取締役社長が監査役会に推薦し、監査役会の同意を受けた後に、取締役会で推薦理由を説明し、取締役会で審議のうえ決定します。また、取締役が、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、解任が相当と判断される場合には、取締役会にて十分な審議を尽くしたうえで、決定します。

(v) 取締役・監査役の選解任理由

株主総会参考書類で開示しております。

[補充原則4-1-1] 経営陣に対する委任の範囲

取締役会では、(1)会社法、その他の法令および定款に定める事項(2)株主総会の決議により委任された事項(3)その他経営上の重要な事項であって「取締役会規程」に定められた事項について決議しております。また、「職務権限規程」を定め、経営陣が判断・決定できる範囲を明確にしております。

[原則4-9] 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準に従い、判断を行っております。当社の独立社外取締役は同証券取引所の定める要件を満たしており、独立役員として同証券取引所に届け出ております。また、実際の候補者選定に際しては、取締役会において適切な発言をし、十分その役割・責務を果たしうる資質を有する人材を選定しております。

[補充原則4-11-1] 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、迅速な意思決定を可能とするため、少人数による構成を基本とし、各部門を統括する責任者(執行取締役)と豊富な経験・多様な視点・高い見識を持った社外取締役で構成しております。取締役の選任にあたっては、その経験・見識等を総合的に判断し取締役会に適していると考えられる候補者を代表取締役社長が取締役会に推薦し、取締役会が決議したうえで、株主総会の承認を得ることとしております。

[補充原則4-11-2] 取締役・監査役の兼任状況

社外取締役および社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等において、毎年開示を行っております。

[補充原則4-11-3] 取締役会全体の実効性分析・評価

当社では、年に1回、取締役会の実効性について全取締役及び全監査役がアンケートにより自己評価を実施し、その結果を取りまとめ、取締役会において分析・評価をすることとしております。2019年度の実効性分析については、2020年6月の取締役会にて分析・評価し、その実効性が担保されている旨を確認しております。今後も、更なる実効性向上に資する必要な改善を実施してまいります。

[補充原則4-14-2] 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

新任取締役・新任監査役については、就任にあたり、その役割・義務・責任等の法的知識の習得を目的とした社外研修を受講しております。また、既存役員についても、社外研修を積極的に活用し、コンプライアンスをはじめとした必要知識習得を図っております。

[原則5-1] 株主との建設的な対話に関する方針

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が合理的と認める範囲及び方法によって、以下の方針に基づき、株主の皆様との建設的な対話を進めております。

- (1)株主の皆様との対話全般について、IR担当部署である社長室を担当する取締役(IR担当役員)が統括する。
- (2)株主の皆様との対話の窓口は社長室とし、関連部署と適切に連携のうえ対応する。
- (3)株主の皆様との対話手段の充実のため、定期的に投資家説明会を開催するとともに、ホームページのIRサイト等による分かりやすい情報開示に努める。
- (4)株主の皆様との対話において把握された主要な意見等は、適切に取締役会等へ報告する。
- (5)株主の皆様との対話にあたっては、社内規程に基づき、インサイダー情報を適切に管理する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤマモトアセット株式会社	4,497,000	33.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	722,800	5.36
山本 善政	350,000	2.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	219,800	1.63
ハードオフコーポレーション社員持株会	218,300	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	174,800	1.30
庄司 健一	170,000	1.26
セコム上信越株式会社	135,000	1.00
山本 愛子	125,000	0.93
山本 太郎	124,000	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奥山 守	他の会社の出身者											
渡邊 美栄子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥山 守	○	取引銀行である株式会社第四銀行の出身ですが、同行との取引は預貸金等の一般的な取引です。	経歴より、公正に当社の経営に対し適切な助言ができる資質を有しているため、社外取締役として選任しております。また、証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
渡邊 美栄子	○	_____	経歴より、公正に当社の経営に対し適切な助言ができる資質を有しているため、社外取締役として選任しております。また、証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期末・四半期決算ごとに、監査役・会計監査人間で情報・意見交換を行い経営監視機能の向上をはかっております。また監査計画・監査実施状況などについても会計監査人監査時に定期的に会合を開催し連携を深めております。監査計画・監査実施状況などについて、監査役・内部監査部門間において毎月1回情報・意見交換を行い、内部管理体制の適正性を総合的に検証し改善点については代表取締役社長および取締役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
渡辺 一男	他の会社の出身者												
渋谷 正博	他の会社の出身者												
吉田 耕二	弁護士												○

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 一男	○	取引銀行である株式会社きらやか銀行の出身ですが、同行との取引は預貸金等の一般的な取引です。	経歴より、経営の客観性・中立性の観点より適正な監査ができる資質を有しているため、社外監査役として選任しております。また、証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

渋谷 正博	○	取引銀行である株式会社第四銀行の出身ですが、同行との取引は預貸金等の一般的な取引です。	経歴より、経営の客観性・中立性の観点より適正な監査ができる資質を有しているため、社外監査役として選任しております。また、証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
吉田 耕二	○	――	弁護士としての経歴より、経営の客観性・中立性の観点より適正な監査ができる資質を有しているため、社外監査役として選任しております。また、証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項
――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明
――

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成しております。業績連動報酬は、前年度業績に対する目標達成度、役位およびその職責に応じて決定します。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明
――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明
――

監査役の報酬も含めて、社内・社外別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
――

報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針内容

- a. 基本方針
- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、役位等に応じた固定報酬と前年度業績と連動する業績連動報酬で構成する報酬テーブルを策定し、「役員の報酬等に関する内規」に具体的金額を明示し、毎年、その内規に基づき決定します。基本報酬と業務連動報酬の割合は70%:30%としております(基準報酬額の場合)。

・社外取締役及び監査役の報酬体系は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化と経営に対する独立性を確保するため、固定報酬のみとします。
- b. 固定報酬
- ・固定報酬は、役位等に応じた金額を上記内規に規定しています。

c. 業績連動報酬

- ・業績連動報酬は、前年度の業績の達成度に応じた係数(0~1.7)を内規に規定しています。
- 当社は、総合的な収益力を表す「経常利益」を重要視しているため、「経常利益額の計画達成度」を指標としています。

決定方針の決定方法

a. 取締役報酬

- ・取締役報酬の決定方針を定める内規の決定権限は取締役会にあり、決議により決定します。

b. 監査役報酬

- ・監査役報酬の決定方針の決定権限は監査役会にあり、協議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役または社外監査役を補佐する専従スタッフは配置しておりません。取締役会の開催に際しては、必要に応じ社長室より事前説明を実施しております。また重要情報についても、社長室を通して伝達する仕組みとなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役会

取締役会は現在、取締役5名で構成され、経営に関する基本的事項や重要な業務執行を行うとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。さらに経営監視機能の強化をはかるため取締役5名のうち2名は社外取締役を選任し、円滑な業務執行と取締役の執行の監視を行っております。毎月1回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決議や経営に影響を及ぼすリスク事項の検討、各部門ごとの予算進捗状況や業務報告について、全社的な見地とリスク管理の観点から十分な審議と協議を行っております。また適時適切な開示と説明責任を果たすことが重要であることから、取締役会においては情報の共有化を促進し、店舗の月間活動状況および課題と解決策等の確認・報告を行うことで、新たに発生した課題に対しても機動的に対処できる体制を構築しております。

(2)監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は現在、社外監査役3名で構成されております。監査役3名は客観的・第三者的立場での監査を行う観点から全て社外監査役を選任しております。監査役会は、原則的に月一回定期的に開催し、必要あるときは随時開催し、監査役間での情報・意見交換を行うとともに、各監査役は監査役会が定めた監査方針、業務分担に従い、取締役会のほか重要会議への出席や重要書類の閲覧などを通じて、取締役の職務遂行について監査・監督を実施しております。また、常勤監査役は経営の妥当性の観点から店舗監査を実施し、妥当性・効率性を検証しております。

(3)コンプライアンス委員会

会社のコンプライアンス体制を統括する組織として、コンプライアンス委員会(以下、『委員会』という。)を設置しております。委員会は、代表取締役会長を委員長とし、副委員長1名(取締役)および社内の委員若干名で構成し、必要に応じて各部の責任者を委員に任命しております。委員会の会議は、原則的に3ヶ月に1回開催(必要あるときは臨時に開催)しております。なお、監査役の代表者は必要により会議に参加しております。委員会は、コンプライアンスに関する重要事項を審議・決定し、その実施状況を監視するとともに必要に応じて社内調査およびこれに基づく勧告・指導を行っております。

(4)内部監査室

会社の組織系統および職務分掌から独立の立場で、会社の業務運営および財産管理の実態を監視し、不正・過誤の防止につとめ、経営合理化に寄与することを目的として内部監査規程を定め、担当部署として、内部監査室を設置しております。内部監査室の監査責任者は、内部監査室長とし、内部監査人4名で構成しております。内部監査室は、年間の監査計画に基づいて業務監査及び会計監査を実施し、法令遵守、内部統制の実効性などを監査するとともに、コンプライアンス委員会の事務局として機能しております。監査結果については取締役会に対し報告を行うとともに、監査役会および会計監査人と相互連携を深めるため、適宜情報交換を行っております。

(5)会計監査人

会計監査人につきましては、EY新日本有限責任監査法人を選任し、同監査法人と監査契約を締結しております。2020年3月期に係る監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりです。

監査業務を執行した公認会計士の氏名	指定有限責任社員 業務執行社員:野田裕一、大島伸一
監査業務に係る補助者の構成	公認会計士9名、その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役相互による業務執行状況の監督が機能しており、客観性・中立性を確保した監査役会による経営監視も機能していると考えていることから現状のコーポレートガバナンス体制を採用しております。

社外取締役は取締役会に出席し、主に他業種における経験豊富な視点から、決議事項および重要検討事項等に適宜適切な意見を積極的に発言し、円滑な業務執行と取締役の執行の監視を行い、当社経営に対する監視機能を果たしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2020年3月期における株主総会は6月24日に設定し、併せて株主総会出席率を高めるため午前開催とはせず午後2時開催としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算・中間決算の年2回開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURLは https://www.hardoff.co.jp であります。ホームページにおいて掲載している投資家向け情報は、決算情報・決算情報以外の適時開示資料・月次売上高および出店状況・会社説明会資料であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、社長室としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「1. 社会のためになるか」「2. お客さまのためになるか」「3. 社員・スタッフのためになるか」「4. 会社のためになるか」の経営理念のもと、「エコロジーの時代、リユースを通して社会のお役に立ちたい」を企業ポリシーとして、環境問題に取り組みCSR活動を実践しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業を取り巻くあらゆるステークホルダーに対して、当社の経営理念・営業方針を積極的に公開するとともに、重要な情報については適時適切な開示に努めていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの重要性を十分認識し、役員と社員の職務遂行が法令と定款に適合していることを確認するための体制と、会社としての業務の適正を確保するための体制を以下の通り整備しております。

1.取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念に基づいた「行動指針」を制定し、代表取締役がその理念・指針を役員をはじめグループ全社員に継続的に伝達し、法令および社会倫理の遵守を企業活動の原点とし経営理念の実現をはかることを徹底する。

代表取締役はコンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンス全体を統括し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制にかかる規程を整備し役員および社員等が規程に準拠した業務運営にあたるように研修等を通じ指導する。

社長直轄の内部監査室は、コンプライアンス体制・法令ならびに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善に努めコンプライアンス体制の見直しをはかる。

当社は、役員および社員等が法令もしくは定款上に違反する行為が行われ、または行われようとしていることに気づいたときは、内部通報制度を通じてコンプライアンス違反通報窓口となる内部監査室長もしくは社外監査役に通報される仕組みを定め、通報内容の秘密を厳守するとともに、通報者に対して通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わないものとする。

当社は健全な企業経営のため、反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反に繋がるものと認識し、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとり、反社会的勢力との取引は断固拒絶すべく、常に企業経営の重要事項として反社会的勢力排除に関する対応策を講じる。

反社会的勢力による不当要求等への対応を統括する部署を人事総務部と定め、不当要求防止責任者を人事総務部長とするとともに、事案発生時の報告および対応等の体制整備を行い、警察等外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を強化し、反社会的勢力には毅然とした姿勢で対処する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に人事総務部長を任命する。株主総会議事録・取締役会議事録・稟議書等取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は法令に基づき「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を情報セキュリティや個人情報保護の観点に立ち、文書または電磁的媒体に記録し整理・保存・管理する。

内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書管理規程」ほか関連規程は、必要に応じて適時に見直し、改善をはかるものとする。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、代表取締役は、人事総務部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、「経理規程」「与信管理規程」「FC管理規程」「リスク管理規程」等に基づいてリスク管理を強化する。

内部監査室は当社グループ全体のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善に努めリスク管理体制の見直しをはかる。

有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。なお有事においては代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、毎月1回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。取締役会においては、経営に関する重要事項の決定や経営に影響をおよぼすリスク事項等の検討ならびに中期経営計画および年度予算に基づいた各部門の目標に対する取締役の業務執行が効率的に行われるように監督を行う。

また職務分掌規程に基づいた取締役の効率的な業務遂行体制を阻害する要因については、その分析を行い改善をはかっていく。

取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役のうち1名は社外取締役とし、取締役会の活性化と経営監視機能の強化をはかる。

5.当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するため、当社グループの管理は、代表取締役の任命により社長室長が統括する。

関係会社業務については、その自主独立性を尊重し予算計画に基づいた方針と効率的な業務遂行、経営理念に基づいた行動指針に則ったコンプライアンス体制の整備・構築、リスク管理体制の確立をはかるため、円滑な情報交換により適正なグループ活動を促進する。重要案件については事前協議を行う体制とし、関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会に報告する。

内部監査室は、当社グループ全体の管理体制を監査し取締役会に報告する。取締役会は、問題点の分析把握と改善に努め当社グループ全体の管理体制の見直しをはかる。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、補助すべき使用人を配置する場合の人事については取締役会と監査役が協議を行い決定するものとし、その補助すべき使用人は他の職務との兼任はせずにもっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

7.当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害および利益を及ぼすおそれのある事実、取締役および使用人の職務遂行に関する不正行為、重要な法令ならびに定款に違反する事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実を監査役に報告するものとする。

また取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、各部門からの重要な月次業務執行事項、その他必要な重要事項を法令および「監査役会規程」ならびに「監査役監査規程」等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要文書を開覧し、必要に応じて取締役および使用人に対してヒアリングし説明を求めることとする。

監査役会は、代表取締役社長、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い相互認識と信頼関係を深めるものとする。

なお、「監査役会規程」および「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室および当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。

当社は、監査役が職務を執行する上で必要な費用の前払等の請求を行ったときは速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

8.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、内部監査室において、内部統制の整備・運用を行い、社内への周知徹底を図る。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は以下の基本方針に基づいて、代表取締役はじめ役員・社員が日常の企業活動において反社会的勢力の排除を実践するよう努めております。

<反社会的勢力排除に向けた基本方針>

1. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
2. 反社会的勢力による不当要求に対応する社員の安全を確保する。
3. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や社員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
4. 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。
5. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・企業対象暴力対策協議会等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

(1) 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を人事総務部に設け、不当要求防止責任者を人事総務部長とし、社内部門および外部専門機関との協力体制を整備しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

統括部署を中心に警察・暴力追放運動センター・企業対象暴力対策協議会等の外部専門機関と連携し、当社の意に反して何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する体制を確立しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

統括部署において情報を一元管理・蓄積し、社内部門に対して反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援しております。反社会的勢力に関する情報を適時適切に収集するために、外部専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から担当者同士で意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築しております。また企業対象暴力対策協議会等の外部専門機関が行う連絡会や反社会的勢力排除活動に参加し、情報収集に努めております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力排除に向けて、社会の信頼と企業活動の適切性・健全性を確保するために、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的とし「コンプライアンス規程」その他の社内規定等を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を排除しております。

(5) 研修活動の実施状況

「店長研修」「フランチャイズ研修」「新入社員研修」等の各種研修において、反社会的勢力排除に向けた基本的考え方やコンプライアンス規程等について教育を実施し、平素から対応の準備をするとともに、有事の反社会的勢力による不当要求への毅然とした対応に備えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2008年6月20日開催の第36回定時株主総会において、「株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（買収防衛策）を株主の皆様にご承認いただき導入しました。買収防衛策は2011年6月20日開催の第39回定時株主総会、2014年6月23日開催の第42回定時株主総会、2017年6月21日開催の第45回定時株主総会及び2020年6月24日開催の第48回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき、一部変更した上で更新しております。更新後の買収防衛策の内容の詳細につきましては、当社ホームページ(<https://www.hardoff.co.jp>)にその開示資料を掲載しておりますのでそちらをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

1. 適時開示体制に係る基本方針

当社は、上場会社としての社会的責任を十分に認識し、重要事実にかかる情報の管理等について、「インサイダー取引防止に関する規程」を制定し、適正な運用を行うことにより、インサイダー情報の漏洩防止及び違法なインサイダー取引の未然防止ならびに会社情報の適時、公正かつ公平な開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 情報取扱責任者

適時開示を担当する社長室を管掌する取締役を重要情報の社内管理および適時開示の管理責任者としております。

(2) 情報の集約と管理

各部門長を内部情報管理者とし、適時開示の対象となりうる会社情報が発生した場合に、迅速かつ的確に、集約・管理できる体制を整備しております。

(3) 適時開示判定

上記の方法により集約した会社情報について、「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」に定める開示基準に従い、情報取扱責任者の指揮のもと、社長室において、その要否を判定しております。また、開示義務がないとされる情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断したものについては開示の対象としております。

(4) 外部への公表

開示が確定した会社情報は、社長室が、TNetに開示するとともに、速やかに自社ホームページへ掲載し、外部への公表を行います。

